

社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）定款第25条及び第10条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給及び額の算定方法)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の各号に掲げる報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（市社協を主たる勤務場所とする者）については、別表1に定める報酬を支給する。ただし、常務理事が事務局長を兼務する場合には、本規程に基づく報酬は支給しないものとし、市社協の事務局長給与規程（以下「給与規程」という。）により、職員給与を支給するものとする。
- (2) 非常勤役員（常勤役員以外の者）については、会議に出席するときの日額として別表2に定める報酬を支給する。
- (3) 評議員については、報酬を支給しない。
- (4) 役員等及びその他職務のため会長が必要と認めた者が、職務のために出張をするときは別表3に定める費用弁償（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (5) 役員等（理事長及び事務局長が兼務する常務理事を除く）が理事会、評議員会、部会、正副会長会議又は監査に出席するときは前号の費用弁償に代え、日額旅費として別表4に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬、費用弁償及び日額旅費の支給の時期は、次の各号において定める時期とする。

- (1) 常勤役員の報酬等は、事務職員の給与に関する規程の適用を受ける職員の例によるものとする。
- (2) 非常勤役員の報酬等については、ひと月分をまとめて翌月末までに支払う。
- (3) 評議員の費用弁償については、ひと月分をまとめて翌月末までに支払う。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(報酬等の日割計算)

第4条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が、月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第5条 前条の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 6 条 市社協は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 廿日市市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償規程（昭和 63 年 12 月 26 日制定）は廃止する。

別表 1（第 2 条関係）

常勤役員の報酬

役職名	報酬の額
会長	月額 100,000 円
常務理事	月額 0 円

別表 2（第 2 条関係）

非常勤役員の報酬

理事

区 分	日 額
理事会、評議員会、部会又は正副会長会議に出席するとき	2,000 円
上記の他、法人のために出勤するとき	2,000 円

監事

区 分	日 額
監査を行うとき	日額 4,000 円
	半日額 2,000 円
理事会、評議員会、部会又は正副会長会議に出席するとき	2,000 円

※当該職務に従事する時間が、午前のみ又は午後のみ場合は、半日額とする。

別表3（第2条関係）

費用弁償

区 分	金 額 等	摘 要
鉄道賃、船賃 及び航空賃	旅客運賃	実際に係る費用に応じて支給する
車 賃	37円	1キロメートルごと
日 当	2,200円	日数に応じて支給する
	1,100円	鉄路100キロメートル未満、水路50 キロメートル、陸路25キロメートル未 満の旅行に支給する
宿泊料	10,900円	左記の額を限度として実際に係る費用 を支給する

別表4（第2条関係）

日額旅費

区 分	日 額
役員等（会長及び常務理事が事務局長を兼務 するときを除く。）が理事会、評議員会、部 会、正副会長会議又は監査に出席するとき	1,000円